

## 【届出を対象とした募集(売出)金額】

### 募集金額

ブックビルディング方式による募集	84,575,000 円
------------------	--------------

### 売出金額

(引受人の買取引受による売出し)

ブックビルディング方式による売出し	3,930,250,000 円
-------------------	-----------------

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し	604,363,000 円
-------------------	---------------

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額です。

## 【募集の方法】

2025年9月26日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(2025年9月18日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	50,000	84,575,000	49,750,000
計(総発行株式)	50,000	84,575,000	49,750,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法第 199 条第 1 項第 2 号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額です。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金増加額の 2 分の 1 相当額とする予定であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格 (1,990 円) の 2 分の 1 相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額です。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格 (1,990 円) で算出した場合、本募集における発行価格の総額 (見込額) は 99,500,000 円となります。

## 【募集の条件】

### ①【入札による募集】

該当事項はありません。

### ②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

### 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	未定 (注)3	100	自 2025 年 9 月 29 日(月) 至 2025 年 10 月 2 日(木)	未定 (注)4	2025 年 10 月 3 日(金)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2025 年 9 月 18 日に仮条件を決定する予定です。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日 (2025 年 9 月 26 日) に発行価格及び引受価額を決定する予定です。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定です。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定です。

2. 2025 年 9 月 18 日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定です。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額と発行価格等決定日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることであり、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 2025年9月4日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2025年9月26日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定です。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2025年10月6日(月)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定です。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込みに先立ち、2025年9月19日(金)から2025年9月25日(木)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能です。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を助産し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針です。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

## 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数(株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	50,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2025年10月3日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	50,000	—

(注) 1. 引受株式数は、2025年9月18日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格等決定日(2025年9月26日)に元引受契約を締結する予定です。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

## 【売出要項】

### 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方式	303,700	604,363,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社  303,700 株
計(総売出株式)	—	303,700	604,363,000	—

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しです。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2025年10月6日から2025年10月31日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

4. 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,990円)で算出した見込額です。

6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一です。

## 【募集又は売出しに関する特別記載】

### 1. 東京証券取引所グロースへの上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社(以下、「主幹事会社」という。)として、2025年10月6日に東京証券取引所グロースへ上場される予定です。

## 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式です。これに関連して、当社は、2025年9月4日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による募集株式発行(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 303,700 株
募集株式の払込金額	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
割当価格	未定(「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
払込期日	2025年11月6日
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区新橋四丁目3番1号 株式会社三菱UFJ銀行 新橋支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から2025年10月31日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定ですので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

## 3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である神川貴実彦、売出人である神川宏子、神川芽伊及び神川志悠、当社の株主である株式会社リオディオス、並びに当社の新株予約権者である西田和雅は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後180日目の日(2026年4月3日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬(ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る)にかかわる発行等を除く。)、自己株式の取得を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

## 【主要な経営指標等の推移】

### 提出会社の経営指標等

回次	第 21 期	第 22 期	第 23 期	第 24 期	第 25 期
決算年月	2020 年 12 月	2021 年 12 月	2022 年 12 月	2023 年 12 月	2024 年 12 月
売上高 (千円)	1,399,941	1,962,835	2,670,836	2,323,483	2,274,728
経常利益 (千円)	120,433	181,104	406,036	513,406	770,555
当期純利益 (千円)	111,764	123,951	229,591	337,586	512,991
資本金 (千円)	20,500	20,500	20,500	20,500	20,500
発行済株式総数 (株)	230	230	230	230	230
純資産額 (千円)	610,566	734,517	964,109	1,301,696	1,814,687
総資産額 (千円)	759,117	1,209,758	1,593,224	1,715,609	2,335,872
1株当たり純資産額 (円)	2,654,636.70	3,193,556.12	4,191,781.86	161.70	225.43
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—

## 421A：株式会社ムービン・ストラテジック・キャリア

1株当たり当期純利益	(円)	485,933.81	538,919.42	998,225.73	41.94	63.73
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	80.4	60.7	60.5	75.9	77.7
自己資本利益率	(%)	20.1	18.4	27.0	29.8	32.9
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数	(名)	23	30	37	51	71
[外、平均臨時雇用者数]		[—]	[—]	[—]	[—]	[—]

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年3月 31 日)等を第 23 期の期首から適用しており、第 23 期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー含む。)は年間の平均人員を〔 〕にて外数で記載しております。

5. 主要な経営指標等のうち、第 21 期から第 23 期については会社計算規則(平成 18 年法務省令第 13 号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第 193 条の2第 1 項の規定による監査証明を受けておりません。

6. 前事業年度(第 24 期)及び当事業年度(第 25 期)の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の2第 1 項の規定に基づき、監査法人東海会計社により監査を受けております。

7. 当社は 2025 年6月 24 日開催の取締役会決議により、2025 年6月 24 日付で普通株式1株につき普通株式 35,000 株の割合で株式分割を行っております。第 24 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 当社は 2025 年6月 24 日開催の取締役会決議により、2025 年6月 24 日付で普通株式1株につき普通株式 35,000 株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成 24 年8月 21 日付東証上審第 133 号)に基づき、第 21 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第 21 期、第 22 期及び第 23 期の数値(1株当たり配当額についてはすべての期の数値)については、監査法人東海会計社の監査を受けておりません。

回次	第 21 期	第 22 期	第 23 期	第 24 期	第 25 期
決算年月	2020 年 12 月	2021 年 12 月	2022 年 12 月	2023 年 12 月	2024 年 12 月
1株当たり純資産額 (円)	75.85	91.24	119.77	161.70	225.43
1株当たり当期純利益 (円)	13.88	15.40	28.52	41.94	63.73
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—

## 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) エーエージェント1株式会社 (注) 2	東京都港区	10,000	人材紹介事業	100.0	業務提携関係 役員の兼任 1名 管理業務受託

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

## 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025 年 7 月 31 日現在

従業員数(名)
109
(—)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー含む。)は、その総数が従業員数の 100 分の 10 未満であるため、記載を省略しております。

2. 当社グループは、人材紹介事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3. 最近日までの1年間において従業員数が36名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴うキャリアアドバイザー等の採用によるものであります。

## (2) 提出会社の状況

2025年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
88 (一)	32.9	2.0	10,015

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー含む。)は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、人材紹介事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 最近日までの1年間において従業員数が26名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴うキャリアアドバイザー等の採用によるものであります。

## (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満な関係にあり、特記すべき事項はありません。

## (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社及び連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 【所有者別状況】

2025年7月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人			計
					個人以外	個人	その他			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	4	5	—	
所有株式数(単元)	—	—	—	24,500	—	—	56,000	80,500	—	
所有株式数の割合(%)	—	—	—	30.43	—	—	69.57	100.00	—	

## 【株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する 所有株式数の割合（％）
神川 貴実彦 ※1, 2	2,800,000	34.33
株式会社リオディオス ※1, 4	2,450,000	30.04
神川 宏子 ※1, 5	1,400,000	17.17
神川 志悠 ※1, 6	700,000	8.58
神川 芽伊 ※1, 6	700,000	8.58
西田 和雅 ※3	70,000 (70,000)	0.86 (0.86)
— ※7	17,500 (17,500)	0.21 (0.21)
— ※7	3,500 (3,500)	0.04 (0.04)
— ※7	3,500 (3,500)	0.04 (0.04)
— ※7	3,500 (3,500)	0.04 (0.04)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

- 1 特別利害関係者等(大株主上位 10 名)
- 2 特別利害関係者等(当社代表取締役社長)
- 3 特別利害関係者等(当社取締役)
- 4 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
- 5 特別利害関係者等(当社代表取締役社長の配偶者)
- 6 特別利害関係者等(当社代表取締役社長の二親等内の血族)
- 7 当社または当社子会社の従業員

2. ( )内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。